

1	すべての人が平等にあつかわれる権利のことを何というか。	
2	江戸時代の身分制度に由来する差別のことを何というか。	
3	2 の差別を解消することを目的に、1922 年に結成された団体を何というか	
4	1965 年に「2 の差別撤廃は国の責務」という答申が出された審議会を何というか。	
5	2016 年に制定された 2 の差別に関する法律を何というか。	
6	① 明治時代の北海道開拓以降のアイヌ民族への差別を解消するために 2019 年に制定された法律を何というか。② また、その法律にはアイヌ民族をはじめ「(②) 民族」と明記された。	① ②
7	雇用における女性差別の禁止を目的に、1985 年に定められた法律を何というか。	
8	男女が対等な立場で活躍できる社会づくりを目指すことを目的に、1999 年に定められた法律を何というか。	
9	育児や介護をしなければならない労働者が円滑に仕事と両立できるように配慮し、働き続けられるように支援するための法律を何というか	
10	障がいの有無のほか、性別や人種などさまざまなちがいを認めて支え合うことを何というか。	
11	段差のスロープや点字ブロックなどさまざまな障壁を取り除くことを何というか。	
12	1970 年に定められた障がい者の自立及び社会参加を支援するための法律を何というか。	
13	障害を理由とする差別の解消を推進すること目的として、2013 年に定められた法律を何というか。	
14	国民が自由に生きるための権利を何というか。	
15	14 の権利は大きく 3 つの自由に分かれる。 ① (ア) の自由 思想・良心の自由、宗教の自由に関する (イ) の自由 ② (ウ) の自由 奴隷的拘束・苦役からの自由： 逮捕には裁判官の (エ) が必要 ③ (オ) の自由 職業を自分で選ぶことができる (カ) の自由、居住・移転の自由	ア イ ウ エ オ カ
16	人間らしい豊かな生活を保障する権利を何というか。	
17	16 の権利が近代以降に成立した理由を簡単にかけ。	
18	憲法 25 条に定められる人間の生きる権利のことをなんというか。	

19	18 の権利は「(ア)で(イ)的な(ウ)の生活を営む権利」を定めた。()に入る言葉をかけ。	ア イ ウ
20	全ての子どもが学習することを保障する、国民がもつ権利を何というか。	
21	働いて収入を得て、生活するために必要な権利を何というか。	
22	労働者を守るための基本的な権利を何というか。	
23	22 に関係する、労働者が労働組合を作ることを保障する権利を何というか。	
24	労働組合が使用者と交渉することを保障する権利を何というか。	
25	ストライキなどの争議活動を保障する権利を何というか。	
26	国民が政治に参加する権利を何というか。	
27	2021 年現在、選挙権はどのような国民に認められているか。	
28	選挙に立候補することができる権利を何というか。	
29	国などに救済を求めることができる権利を何というか。	
30	個人之力では解決できない争いごとなどを、裁判所に公正に判断してもらう権利を何というか。	
31	日本国憲法第 12 条で、自由や権利を「国民の(ア)の努力」で保持しなければならないとしながらも、「(イ)してはならない」とし、社会全体の利益のために人権が制限されることを、(ウ)という言葉で表現している	ア イ ウ
32	憲法で定められている国民の三大義務をかけ。	